

第四十三回国会 参議院 通信委員会 會議録 第六号

昭和三十八年二月十五日(金曜日)

午前十時三十五分開会

出席者は左の通り

委員長 伊藤 頼道君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
光村 甚助君

委員

國務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政事務次官

郵政大臣官房長

郵政省電気

通信監理官

郵政省電波

監理局長

事務局側

常任委員

会専門員

説明員

日本電信電

話公社総裁

日本電信電

話公社総務理事

日本電信電

話公社総務理事

日本電信電

話公社運用局長

植竹 春彦君
新谷寅三郎君
最上 英子君
谷村 貞治君
鈴木 強君
赤松 常子君
須藤 五郎君

小沢久太郎君

保岡 武久君
武田 功君
岩元 巖君
西崎 太郎君

倉沢 岩雄君

大橋 八郎君

秋草 篤二君

佐々木卓夫君

山下 武君

本日の會議に付した案件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
(郵政省の所管事項に関する件)
(日本電信電話公社事業概況に関する件)

○委員長(伊藤頼道君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。前回に引き続き、郵政大臣の所管事項の説明、日本電信電話公社総裁の事業概況説明に対する質疑を行ないます。

本件について質疑の通告がございますので、これを許します。鈴木君。

○鈴木強君 きょう私が、特に、予定の委員会開催でなかった日に委員会を開会していただきましたのは、二月の十七日から東京—大阪間の市外電話が一部自動化になるという問題がございます。これにつきまして、ぜひ公社の御意見を承りたいと思ひまして、実はきょうお願いしたわけでございませ

す。郵政大臣に対する御質問はもちろん格別でございますが、最初に、公社のほうは、ゆうべ団体交渉等もありまして、たいへんお疲れと思ひますけれども、特においでいただいておりますので、公社のほうからお尋ねいたしますが、第一点は、東京—大阪間の市外通話が、十七日から一部自動式にな

るといふお話を承っておりますが、具體的には、どういふふうになるんでございませうか。

○説明員(佐々木卓夫君) 十七日の午前零時に予定しておるのでございますが、二月十七日を第一次にいたしました。東京発信では東京都内の二の区画、五の区画の発信が全部自動即時に切りかえられるわけでございませう。それから大阪発信のものは、大阪市内の二の区画と三の区画の発信が十七日に自動即時に切りかえることにいたしました

○鈴木強君 そうしますと、総体の東京の加入者の数から見ると、二・五の局です。それから大阪の全体の加入者から見て、二と三の加入者の数は、パーセンテージにして大体どの程度になりますか。

○説明員(佐々木卓夫君) 東京の場合には、二と五の区画が十四万弱でございますので、大体一四%弱になると思ひます。それから大阪の場合でも、二・三の区画が十一万三千くらいでありまして、四十万に対する十一万でございませうので、大体二六・七%でございませう。加入者数の比率でございませう。

○鈴木強君 これは、東京と大阪の一部の加入者に対するサービスがダイヤルになっていくというのであって、大多数は従来の形で残っております。ね、やっぱりサービスの公平な提供というのを考えた場合に、少し不公平じゃないでしょうか。どうしてこういう一部の加入者だけダイヤルでやらない

ければならないのでございませうか。その理由はどこにあるのでございませうか。

○説明員(佐々木卓夫君) その点は、もちろん一べんに切りかえたほうが利用の面からいうと好ましいかと思つたのでございませうけれども、実は、自動即時にいたしますために、相当むずかしい機械を大量に装置しなければいけません。点がございませう。あるいはまた、要員の切りかえ等におきましても、在来の一〇三番を全部一気に自動式に切りかえるというよりも、段階的にいったほうが要員措置が円滑にいくという事情もございませう。それからもう一つは、全然在来使用したことのないむずかしい機械が入るわけでございませうので、その辺の要員の訓練、保守の点等を考えますと、そういう段階的に切りかえていくほうが、公社としては、このほうがいいわけでございませう。ただ、この問題は、御指摘のように、一般の利用者からの立場で見れば、もちろん一気に切りかえたほうがいいには違いないのでございませうけれども、実は、昭和二十八年に、東京—大阪間にCLRを開始いたしましたとき、あるいは東京—横浜間に自即を開始いたしましたときにおきましても、やはりこういう段階的な切りかえでやられていたというわけでございます。この点は、利用者の各位の理解と協力を得るようPRをするというところでやむを得ないのじゃないか、こういうふうな考へておられる次第でございませう。

○鈴木強君 そうすると、もしやるとすれば、技術的にはできるのだ、こういうふうにとつていいんですか、一挙にやるといふことについては。

○説明員(佐々木卓夫君) もちろん不可能なことじゃないのでございませうけれども、いろいろ相当膨大な機械を装置していく仕事でございませうので、その辺の工期の問題、あるいは東京がやむを得ず三段階に切りかえになるわけでございませうが、その一つの理由としては、これは蔵前の電話局のでき上がり時期が二、三カ月ずれ、やむを得ざる事情で、東京都内におきまされては、六と八の区画が来年の二月ごろになる、こう事情があるわけでございませう。

○鈴木強君 そうしますと、要員措置とか、あるいは改式に伴う要員の訓練とか、そういう理由も確かにこれは重要ですから、公社がそこまで考へてやったというところは、それは一つの進歩だと思ひますけれども、また一面、大阪、東京の全加入者の市外通話をダイヤルにしていくということは、現在の設備その他の問題からいっても、非常にむずかしい、したがって段階的にやったほうがよろしいのだ、こういうふうな考へておられるのだと思つたので

す。そこで、六と八は来年の二月でございませうか、しかし、全区の東京、大阪の加入者がダイヤルで通話ができるようになるのは一体いつなんでしょうか。そ

うか。

○鈴木強君

○説明員(佐々木卓夫君)

○説明員(佐々木卓夫君)

○説明員(佐々木卓夫君)

○説明員(佐々木卓夫君)

○説明員(佐々木卓夫君)

の段階的構想があったら説明してもらいたい。

○説明員(佐々木卓夫君) 大阪発の遺話は、ことしの十一月の中旬に全部ダイヤル即時に変わるわけでございます。それから東京発の大阪へいくのは、これは先ほど申し上げましたように、まず、二と五の区画が二月の十七日に切りかえになりまして、それからことしの十一月の中旬に、六、八の区画を除いた他の区画がダイヤル化されまして、それから来年の二月の、多分これも中旬ごろになるのじゃないかと思いますが、最後に東京の六と八の区画がダイヤル化される、こういうことでございます。

○鈴木強君 ならば、皆さんが全面改式を部分改式にやろうという理由の中にございませぬ要員措置ないしは訓練計画というものは、全面改式までに至る間の十分な配慮があると思えます。したがって、一体この改式によって、要員措置はどうなるのか、その展望をひとつ明らかにしてもらいたいと思えます。

○説明員(山下武君) 今回の切りかえによりまして、東京市外関係では、減るもの、ふえるもの総合いたしました約百五十人程度、大阪におきまして、同じように約百五十人程度の業務量の減があるわけでございますが、これらにつきましては、別の意味の業務量の増加、要員の自然減耗等の事情がございまして、現在いる人たちににつきまして減員をすとか配置転換をすとか、そういうことなしに、引き続き現在の職場において働いていただくことになっております。

○鈴木強君 東京市外の百五十名、大

阪の百五十名というのは、これは二と五、二と三を十七日に実施しようとする場合に出てくる業務量の減に伴う減員になるのですね。そうではないのですか。私の聞いているのは、全面改式に至るまでの全貌を知りたいわけなんです。今のやつは、おそらく十七日のやつだと思えますけれども。

○説明員(山下武君) お答えいたします。ただいま申しましたのは、おっしゃいますように、十七日の分の第一次だけ分でございます。東京市外局といましては、第二次の十一月の分、並びに第三次の来年の二月予定分を含みますと、そうしてまた、その間に、単に大阪だけではない、他の対地との自動即時化も進みますので、第二次、第三次を含めて、三十八年度中に一方においてこういう節減がございまして、計算上は、東京市外として約二百五十人程度の減員が予想されるわけでございます。大阪におきましては、ただいま申しましたように、第一次につきましては、増減含めまして差引約百五十人程度の減、第二次におきましては、それまでに、対東京のみならず、その他の対地との自即も相当行なわれますので、それらを総合いたしますと、大阪においては約四百五十人程度の減員が計算上予想されております。

○鈴木強君 二月の十七日の場合には、局内においての配転等によって、あるいは職転等によって、合計約三百名の業務量の減があるのだが、やりくりができるようすけれども、第二次ないし第三次になりますと、七百名近い人が余ってくるわけですね。これはどう措置しようとしてお考えでございますか。

○説明員(山下武君) 東京におきましては、先ほど申しましたように、約二百五十人程度の減員が予想されますが、自然減耗その他あるいは業務量の増加等の他の要素もございまして、配置転換その他の必要は起こらずに済むものと思えます。大阪につきましては、ある程度の過員状態が発生いたしますので、配転協約等を組合と結びまして配転あるいは職転を行なう必要が起るとは思えますけれども、その数は、それほど多くなくて済むものと見込んでおります。

○鈴木強君 大体大綱はわかりましたが、とりあえず十七日の切りかえについては、お話を聞きますと、そう、さして私は要員関係などについても問題がないように判断するのです。しかし、この改式に対して、全電通労働組合との協力関係はどうなっているのですか。

○説明員(山下武君) いろいろの折衝の過程はございまして、東京におきましても大阪におきましても、地方における組合交渉におきまして、話は円満に妥結しております。

○鈴木強君 この切りかえについて円満に妥結しているという事は非常にけっこうな事です。それはあれですか、中央本部ももちろん労働問題ですからタッチをされて、本部における交渉は交渉として進められていると思うのですが、全電通労働組合として二月十七日の切りかえについては問題がないんだ、それで切りかえができるんだ、こういうふうには理解してよろしいのですか。また、そうなきやならぬと思えますがね。

○説明員(秋草篤二君) この問題は、あくまで現地の問題でございまして、ただいま山下運用局長から御説明申しましたとおり、公社側と地方の間において、円満に妥結しているのではありません、本社と地方の間には、自即化全般につきまして、もろもろの大きな基本的な考え方とか、今後のいろいろな取り扱い方について課題は残されておりますが、この問題とは別個に取り扱っていただくつもりでおります。

○鈴木強君 そうしますと、この問題については、各地方本部で交渉を進めておるのであって、中央本部は、これを単一組合でしようから、当然そのことを承認しなやなりませんね。したがって、地方本部も、この東阪間の切りかえについては、現地における妥結を妥当と認めて、問題ありませんから、どうかひとつ労働間でやりましよう、と、こういうふうになっているのですか。

○説明員(秋草篤二君) 私のほうから進んで全電通本部のほうに、両地本において円満に妥結したけれども、本部でもよろしいかというように、問い合わせなり、質問しているわけではありませぬ。両地区において円満に解決しているものは、従来の慣習においてそれぞれ仕事は実施されておるのであります。

○鈴木強君 それでは、その全般的な問題について話を進めているというのではありませんが、私は、必ずしもこれと無関係ではないように思うのです。あなたが今言われているように、したがって、電電公社の第三次五カ年計画に対する、合理化計画に対する約束があまり

すような労働条件その他に対する向上を、たえず公社は考えておるといことを約束されておるはずで、ですから、そういう面を立てて具体的に合理化の進展に伴ってどういような施策をやらせておるのか。これらのことは、幾つかの柱が今日まだ問題になって残っていると思うのです。そういう問題の解決を基本的に行うことが、やはりこれは先決問題ではないかと私は思うのです。部分的に、要員その他の措置において、今回の場合は、私どもが伺いまして、その局内の配転で済むならば問題は無いと思えます。しかし、やはり底を流れておる合理化そのものに対する基本的な考え方というものはあると思えます。で、皆さんまあそういう点については、基本的などういような点が今組合との問題解決にならない点だと把握しているか、私はそこが伺いたいと思っております。

ただ、ちよつと大臣は、予算委員会との関係がありますから、時間が制約されているようですから、質問をこの辺でひとつ大臣に切りかえますので、電電公社の皆さんには恐縮ですけれども、ちよつとひとつお待ち願いたいと思います。

○国務大臣(小沢久太郎君) 別にどうということもございませぬ。ただ、まあ情報報告がございましたけれども、これに対してどうという議論はございませぬでした。

○鈴木強君 最初に大臣にお尋ねいたしたいのは、臨時放送関係法制調査会というものが開かれております。この

○鈴木強君 最初は、何か閣議で電電関係や郵政関係で特に問題が議せられましたか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 別にどうということもございませぬ。ただ、まあ情報報告がございましたけれども、これに対してどうという議論はございませぬでした。

○鈴木強君 最初は、何か閣議で電電関係や郵政関係で特に問題が議せられましたか。

○鈴木強君 最初は、何か閣議で電電関係や郵政関係で特に問題が議せられましたか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 別にどうということもございませぬ。ただ、まあ情報報告がございましたけれども、これに対してどうという議論はございませぬでした。

○鈴木強君 最初は、何か閣議で電電関係や郵政関係で特に問題が議せられましたか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 別にどうということもございませぬ。ただ、まあ情報報告がございましたけれども、これに対してどうという議論はございませぬでした。

○鈴木強君 最初は、何か閣議で電電関係や郵政関係で特に問題が議せられましたか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 別にどうということもございませぬ。ただ、まあ情報報告がございましたけれども、これに対してどうという議論はございませぬでした。

調査会は、大臣から特別に何か諮問をされた事項があるのでございますか。
○政府委員(武田功君) お答えいたします。

鈴木先生のお尋ねは、この臨時放送関係法制調査会の発足と申しますか、冒頭にあたつてのときの諮問、そういう意味でございましょうか。

○鈴木強君 調査会を持たれておられますね。それで、構成メンバーとか、構成員とか、その他は、私は資料をいただきましてからよくわかりましたが、問題は、郵政省設置法の一部改正法案によつてこういう調査会を設けて、電波放送の問題について研究する、調査する、こういうことに使命はあると思ひますけれども、その際、特に郵政大臣からその調査会に対して諮問的な意見というのが出ておりますかどうかということですか。

○政府委員(武田功君) この臨時放送関係法制調査会は、三十七年の十月十一日に第一回の調査会を開催いたしました。そして、その席上、当時の手島大臣から会長あてに諮問書を出しております。その諮問書を読み上げますと、「近年における放送文化の國民生活に与える甚大な影響については、多言を要しないところであるが、放送を規律する現行法令は、十余年前の制定にかゝるものであり、その後数次にわたる小改正は行なわれたものの、放送事業の發展等放送界の事情の変更を考慮するに、この際放送関係法制を根本的に再検討して、適切に、妥当な法制を確立する必要があると思はれるので、貴会の御意見を承りたい、こういう包括的な諮問を出して、そしてそれを受けて、現在まで五回の調査

会を持たれておるわけでありませぬ。

○鈴木強君 五回ほど持たれたようですが、その経過等については、きょうは質問いたしません。この前お願いしましたように、できるならば、ひとつ会議録といひますか、そういうものでももしあつたら、なければやむを得ないですけれども、ありましたら、委員会のわれわれにもぜひひとつ見せてもらいたいと思つておるのです。この点をお願いいたしておきます。

それから私は、特に調査会とFM放送の関係について伺つておきたいのです。FMは、御承知のとおり、東海とNHKの予備免許で、今実際には本免許と同じような活動をしておられます。そこで、FMの免許の問題等についてはあとから伺ひますけれども、この放送関係の調査会において、FMはまだ本免許になつておらないのだが、そういうものの方についてどうするかということも、やはり調査会の中で検討を加えるようになっておるのですか。この点はどうか。

○政府委員(武田功君) FM関係の問題につきましても電波局長からお答え申し上げますが、その前に、ただいま先生から御要求のございました資料のことでございますけれども、さつそく調査会の会長にも御相談しまして、御提出できるものは御提出したい、こうお答え申し上げます。

○鈴木強君 それから私は、FM放送の関係はどうかということ、それから何か地方にも御視察に出かけるような話も聞いておられますが、その際、FMなんかの問題については特に問題のあるときですから、今問題のある段階で地方に行かれたときに、一体

どういふこれに対する受け答えをするのか。ただ意見を聞いてくるのかもしれませんけれども、これは相当申請も多くあることですから、相当に影響があると思ふ。だから、そういう点は、常識のある委員の皆さんですから、慎重に配意してやつていただけたらと思ひますけれども、それにつけても、一体この調査会というものは、そのFMについてノー・タッチではないと思ふのです。これはどうなりますか。これは監理局長でもいいです。

○政府委員(西崎太郎君) 先ほど官房長から説明がありましたように、この臨時放送関係法制調査会というのは、現在の現行の放送関係法制を根本的に再検討しようという非常に重大な使命を持つておるわけでございます。それだけに、現在の放送界の実態の把握を今やつておるわけでありまして、こういったものをもとにしまして、今後のあり方をどういふふうにならざるかといふ結論を出していただくことになつておるわけでありませぬ。そういう場合に、今先生がおっしゃいました今後の放送界の問題としまして、FM放送の問題であるかと、あるいはUH Fテレビの問題であるとかいふものは、相当大きなウェイトを持つておる。そういう意味におきまして、FM放送の免許という問題と、この法制調査会というものは、相当緊密な関連を持つ必要があるんじゃないか、こういうふうにお考えしておりますので、当然、調査会としまして、そういう点に大きい関心を持たれると思ひます。したがって、今後郵政省として、FM放送の免許というものを考えます場合には、当然、この法制調

査会のほうとも十分な連絡をして、そしてきめなければならぬ、こういうふうにお考えしております。

○鈴木強君 そうしますと、現行放送法に対して根本的な改革を加えようという目的の調査会である、したがつて、FM放送というものは予備免許の段階にあるんだが、実際に放送もやられておるので、当然、その調査会としては、FM放送のあり方についても同時に答申になるのですか、大臣に対して。そういうものが出ると考えておいていいのですか。

○政府委員(西崎太郎君) 先ほどちょっと言葉が足りなかつたと思ひますが、この調査会のはうは、たとえばFM放送の免許方針はどうするんだ、UH Fテレビの免許方針はどうするんだ、そういう個々の問題について取り上げるのでなくて、要するに、結果的には放送法の改正であるとか、あるいは電波法の改正の案という格好になつて出てくるわけでありませぬ。もう少し一般的な見地からの結論が出されるわけでありませぬ。そういう結論を出すにつきましては、やはりそういう個々の問題についても十分実態を把握して出す必要があるという意味において関連があると、こう申し上げたわけでありませぬ。

○鈴木強君 そこで大臣、NHKの三十八年度の予算は、すでにあなたのお手元に入つておると思ふんですが、この中で、FM関係の問題として、新しくNHKは十七の局を三十八年度中に開設をしたい、こういうことで予算に盛つてあるものでございませぬ、これは間違いないでしょうか。

○國務大臣(小沢久太郎君) 計画書の

中には盛つてございます。

○鈴木強君 そこで、僕はこれらちよつと重大だと思ふのですよ。今まであなたの方は、実験局の場合は、もうこれ以上ふやさないことをいわれてきておる。ところが、その十七の局を新しく開設するということは、実際問題として、もうすでに一方には免許に對してたくさん申請があるのだけれども、キープしておいて、そしてNHKに実際には本免許を与えるような格好に進むのではないのでしょうか。これはやはり民放連との関係はどうなつておられますか。もしそれが事実とすれば、この点はぜひひとつ明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○政府委員(西崎太郎君) 一応、われわれのほうは、NHKの来年度の予算につきましても、意見書を付して国会へ提出する、こういう建前になつておるのであります。したがつて、今意見書についていろいろ検討いたして、こういう段階でございませぬ。それから、そのNHKの、そういう意味で、来年度の事業計画、それからわれわれのほうのNHKのFM放送に對して免許を与えるかどうかという問題は別個に考えておられます。

○鈴木強君 それは、あなたが形式論をここで述べておられるのだと思ふのですよ。少なくとも、NHKの協会側が、郵政大臣の手元に出す予算の中で、十七の新しい局を開設しようという計画を作るに對して、私は、電波監理局の関係は知らぬはずはないと思ふのですよ。したがつて、こういうふうな予算に計上するまでには、おそらく皆さんと相当の下打ち合わせがあつた

のではないかと思う。私たちは、不幸にして協会から何らのまだ説明を受けておりませんが、よくわかりませんが、一般常識論として、そうだと私は思うのです。テレビや周波数との関係もありません。特にFMの現在におけるむずかしさというものを知っているはずですからね。だから、今から意見書を作るのだと、こうおっしゃるけれども、これは形式論だと思わなければならないけれども、一般的な常識論として、多少内部の情勢も知っていますから、ほんとうに十七の局を新設して、より実験の成果を上げるという意味において、かくかくたる態度であるという強い信念が出て出たら、また一つの方法ですよ。特に予備免許を与えて、実験放送をやっているのがNHKなんです。そういう意味においてさらに成果を上げるというならば、私はわかると思う。そうじゃなくて、今から意見書を作るのだというふうな、そういう言いのがれのような答弁じゃ、ちよつとおかしいと思うのですがね。これはどうですか。

○政府委員(西崎太郎君) 先ほど申し上げましたように、FM放送に対する免許方針というのは、まだ郵政省として未定でございます。したがって、かりに今度のNHKの事業計画の中にあります予算の中に、FM放送の新設の關係の分が含まれておりまして、免許方針がきまらない以上は、これを免許することとは考えておられないわけでありませぬ。

問題については、この委員会でも私は何回かお尋ねいたしておりますが、あなたのほうの御答弁は、慎重に検討をする、FM調査会もできておりますので、それらともあわせ慎重に研究する——私もそれに賛成いたしております。そこでその際国際的にもCIRの会議が持たれておる、そこでステレオ方式等についても検討を加えられらうから、それらの推移も十分見守つてきめたい、こういうお話を聞いた。不幸にして、CIRのほうは、私も新聞しか知りませんが、私もその結論を得るに至らなかつた、要するにレポート程度のものに終わったということ聞いております。そうなりますと、一体国際的には標準方式がきまらない、したがって、今までのFMの認可について、本免許についてやれるのかどうかという疑問が出てきています。しかし、そう長い間、これから一年も一年半もFM放送の免許を握りつづすとどうか、握つておくというの、これは世論が許さぬと思うのです。そうなる、やがてことしの間くらいにはFMに対する免許基準もきまるだろう、そうした本免許になるだろう、したがって、NHKの場合十七の一応免許予定をしておいて、免許ができたやりましよう、こういう意見書を書くつもりなんではない、おそろくあなた方は、だから、FMの本認可はこの一年じゅうに必ずやるということに結論づけられるだろうが、一体その時期をどういうふうに考えておられるか。国際的な関係もありますから、大臣、これはどうですか。たゞさんの申請が出てきている。一方には阿部貞治さんという人がマスコミ独占に

反対して、そうして単管期成同盟というものを作つて、あなたのほうだつて、手島さんのところだつて、いつているはずだと思つておられる。そういうもの、いい運動が起きている。これをいつまでも放置するわけにいかぬ、どうしよう。慎重々々と言つても、そういつまでも放置するわけにいかぬ。少なくとも、CIRがああいうことになつてしまつたし、その段階で、あなたはいつ、どういふ決断を下そうとしているのか。

○國務大臣(小沢久太郎君) この問題につきましては、なかなかむずかしい問題があらまして、われわれもいたしましては、なるべく早い機会に結論を得たいと思つておられますけれども、実はCIRの問題が御承知のとおり、あれに望みをかけておりましたけれども、ああいう問題になつておられます。帰りましたからそのレポートも聞かなければなりませんし、それからひとつよく研究して、ここでいつということを実は申し上げたいのですけれども、なかなかそれも申し上げられないのを遺憾に存じておりますが、われわれといたしましては、なるべく早く結論を得たいと、こういうふうな考へておる次第であります。

○鈴木強君 どうも一番便利な言葉が、なるべく早くという言葉ですよ。これはもう、非常に質問するほうも困るのでしてね。答弁するほうには、非常にこれは都合のいい言葉だと思つておる。一体NHKにはあなたがどうするか知らぬけれども、十七の新しいFMの許可を与えてもらいたいという要望も出ておるわけですね。これに対して意見書もつけられると思つておるのです。

○國務大臣(小沢久太郎君) どうもそれを場合に、まさかお先まつ暗というわけにはいかぬでしょう。そうすると、大体モミジの紅葉する時期ですか、もつと早くなるんですか。

○國務大臣(小沢久太郎君) どうもそれをここで申し上げられれば一番いいのですけれども、なかなか申し上げられない段階であることを遺憾に思つておられます。

○鈴木強君 それはどういふ理由なんですか。申し上げられないというの、どういふ理由なんですか。

○國務大臣(小沢久太郎君) 先ほど申し上げましたように、なるべく早くやりたいというふうには思つておられますけれども、なかなかむずかしい問題があらまします、やはり慎重に検討しなければならぬので、いつという時期をここで申し上げられる段階になつておりませんので、その点御了承を願いたいと思つておられます。

○鈴木強君 非常にお役人のやることは時間がかかるので、一方からすると、じりじりする気持もあると思つて、ひとつ——慎重であることはけっこうです。スケジュールを立て、この段階にはこうしようというふうなプランを立てていただいて、鋭意努力していただきたいと思つておられます。一つだけこの問題について聞いておきたいのは、大臣、免許基準をどうせきめなければならぬのですけれども、この前の光村委員の御質問にもありましたように、やはりマスコミの独占ということは、やはりまずいと思つておられます。ですから、そういう従来とつて参りました郵政省の基本方針というものは、全然くずれないでしようね、それからたいへん失礼ですが、

阿部さんのやつている単管方式というものに対して、大臣はどうお考えか、この点だけでもひとつきようお聞きしたいと思つておられます。

○國務大臣(小沢久太郎君) 今の問題が、実は問題の中で一番重要な問題になるわけでございます、そういう点が一番慎重に研究しなければならぬ問題だと考えておられます。

○鈴木強君 それはむずかしい問題じゃないですよ。あなたのほうは、テレビ、ラジオですね、そういうものを併用してやる場合、昭和三十二年のとき、平井太郎さん、それを引き継いだ田中角栄さんがやられたわけですよ。その際にも、免許基準の基本方針は、やはりマスコミの独占というふうなことは排除していつかということ、今日までできています。特にテレビが放送されるようになりましてからね。その方針は変わらないでございませう。そうすれば、次の問題に自然的に關係が出てくるんですよ。再検討しようというんですか、今度は逆に。

○國務大臣(小沢久太郎君) 結局、FMの問題といつても、FMばかりでもありませんが、周波数いろいろな關係で考慮しなければならぬ問題がありますので、そういう点ひとつ慎重に研究したいと思つておられます。

○鈴木強君 これは、監理局長、大臣ちよつと経過がよくわからないと思つたけれども、あなたの言われておる、今までの省の方針としてとつてきたマスコミの独占はできるだけ排除していく、こういう基本方針は、これは不変のものだと思つて、今でも、これはどうですか。

○政府委員(西崎太郎君) 今のお説の

という点から見まして、まあ拒否処分ということになったわけでありませう。

○鈴木強君 その、科学技術専門の局に十二チャンネルをやる、こういう方針をきめたのは、これは郵政省でおきめになった。だから、それが現在で勘にさわっているのじゃないかと思うのです。だから、こういう点は、その方針が唯一の絶対動かせないものであるというふうに判断するかどうかということだと思ふのですよ。あなた方は、あなた方の政府としての態度でおきめになったのですから、それに対して国民がどういう反応を示したかということが、すでにこの三社によって出てきていると思ふのですから、そこいらは、政治に対する、国民とか、要するにラジオをやる、というふうな経営の立場に立つ人たちの考え方との衝突があると思ふのですよ。これは、私はかなり大きな政治問題と申すのです。少なくとも、郵政省がおきめになったものに対して、こういう異議の申し立てをするな、ということ、僕は三十二年当時からそうなかつたと思ふのですよ。免許更新について、ですから、そういう異例なものがここに出来たということは、政治的な意図もかなりあるかもしれませぬ、やっていますの裏には、そういう点は、省は省としての態度があるでしょうから、聴聞会等で披瀝すると同時に、率直に異議申し立ての皆さんの意見をお聞きになって、ひとつ善処していただくようにお願いしておきたいと思ふのです。

それからこれに関連して、民放連のほうで一月二十二日に郵政大臣に対し

て、NHKが今計画している水戸と前橋、宇都宮、岐阜、津、この五つの標準放送局、大体一キロワットらしいのですが、この開設について、やはり意見書が出ていませんか。

○政府委員(西崎太郎君) 出ておりません。

○鈴木強君 これに対してはどういう態度をとられますか。

○政府委員(西崎太郎君) NHKの、五府県ですか、県別放送の要望に対しては、これも現在慎重に郵政省として検討しておる段階でございます。またその結論には到達しておらないのです。

○鈴木強君 これはやはり三十八年度の予算の中には盛ってあるのですか。

○政府委員(西崎太郎君) 盛られておると承知しております。

○鈴木強君 そうしますと、これもFMと同じように今検討中で、意見書を付してやはり出す、こういうことになるか。ただし、考え方としては、これは民放連からの異議がありますけれども、この根拠は、開設は急を要しないということに反対しているようですね。意見書が出ていますようですね。あなたの方では、やはりおやりになるという考え方はですか。

○政府委員(西崎太郎君) まだ結論を得ておらない、こういう状況でございます。

○鈴木強君 そうですか、結論が出てないからしょうがない。

それから、テレビジョンの問題に関連してちょっと。

私はある新聞で見たのですけれども、テレビのアンテナ事故というのが

非常に多いようですね。東京電力の管内だけを見ても、まあ五軒に四軒はテレビのアンテナが立っているというふうな状態だ、そうではないけれども、そのテレビのアンテナと電灯線との接触等によって、東京電力管内のアンテナ事故で停電になった回数が、三十五年度は七十四回、それから三十六年度が百二十六回、こうふえておる。しかも、そのために感電死した事故というものが、三十六年中に八件、三十五年度に比べて二倍にふえている。こういう私は記事を見まして、何か、こういうふうなアンテナが林立して参りますと、確かに東京電力の電灯線、あるいは電話線等も関係があるかもしれませぬが、特に高圧線ですから、東電なんかの場合には、普通の家庭用のやつでなしに、三相交流が通っていますから、そういう点で、私は何か法的に規制を加えるようなことを考えなければならぬと思ふのですけれども、今のところ、何かそういうふうなものはないの、でございますか。

○政府委員(西崎太郎君) われわれのほうといたしまして、そういう事象を非常に心配いたして、いろいろ今対策を検討いたしておるわけでありませぬ、現在のところは、遺憾ながら、そういった法的な規制はございませぬ。しかし、何と申しまして、一番問題のあるところは、アンテナを必要以上に高くしなければ見られない地区というところが問題になるわけでありませぬので、できるだけ早く、さきのお話にもありましたように、難視聴地区を解消するというところによって、その問題の相当部分は解決できると思ひます。それ以外のところにつきましては

も、現在その対策を研究いたしておりますので、何とかできるだけ早い機会に成案を得たいと、こう思っております。

○鈴木強君 これはひとつぜひ考えてみて下さい。東京電力のほうでも問題になっているし、実際問題としてこういう事故が起きますと、見ている人自身も危険ですからね。その点ぜひひとつお考え願いたいと思ひます。

それから、これは電電公社との関連もあると思ひますが、ポケット・ベルという、例のベル・ボーイというものを電電公社は来年からやろうとしているのでしようか。

○説明員(佐々木卓夫君) 目下の状態は、これに必要な装置類の試作をやっておる段階でございます。具体的に、いつごろからどういふふうにということまでの結論は得ておらない状態でございます。

○鈴木強君 これは、郵政省は、電電公社からそういうお話を聞きましたか。

○政府委員(西崎太郎君) 聞いております。

○鈴木強君 どういふふう聞いたのですか。何と言ったのですか。

○政府委員(西崎太郎君) 確かに、今実験局の開設の申請がある、こういうふうに承知いたしております。

○鈴木強君 そうしますと、佐々木さん、試作品を作っておるといふ段階でなしに、あなたの方では、すでに実験局の予備免許申請を郵政省にやっておるわけじゃないですか。

○説明員(佐々木卓夫君) もちろん、そういう必要な事務処理をやっておるわけでございます。昨年の十二月末

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

だと思ひますが、一応基地局と、それから端末局関係の装置の試作品が完了した段階でございます。

○鈴木強君 これは、もう前から研究をされておるようですから、おそらく完全に私にもう実用化される段階にまでその製品ができていと思うのです。問題は、これをいつやるかということが問題になるわけですが、このベル・ボーイというものは、非常に私は便利なものだと思うのですよ。ただ、公衆電気通信法第二条との関係もありませんから、法的にやや問題もあろうかと思ひます。しかし、私の知る限りにおいては、第二条というのは、「電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と、こういうふうになっておりますね。やり得る定義が、ですから、このベル・ボーイというものは、たしか電信の、昔のモールス信号と同じように、何か、ツートンとかトーンとかいう短い点と長い線の符号が出会って呼ぶのだと思ひますね。だから公衆電気通信法から見ると、疑義があるというふうにするのは、ちょっと私は無理じゃないかと思ふのですが、そういうふうな点もあって、なかなか免許申請をやったんだが、あなたの方で認可しないということですか。ここにこういう「日刊電波タイムス」というのがあるのですよ。私は、これを送ってくれているから見ておるのですが、ちゃんと書いてある。公社としては、一月から実験を行なう予定で、これが実験局の免許の申請を行なっているが、電気通信法第二条によれば通信がどうかということ、あなたの方でどうも、なんかかんか言っておる

と、こういうふうに言っておる法律解釈で、僕はこれを見たから知ったんだ。

○政府委員(西崎太郎君) 実は、私もその問題についてしさいにはまだ十分承知いたしておりませんが、今郵政省の内部でいろいろ検討し、審査の段階にあるように承知いたしておりますので、もしお許しを得られれば、次の機会にでも回答させていただきますと思っております。

○鈴木強君 問題は、やはり私は、いいことはやっただけいいと思うのですよ。実際、それで、法律に抵触するならば変えればいいんです。だけれども、どうも皆さんのほうは、電電公社の場合でも、電電公社法の第三条ですか、海外などへ技術関係者を送ったりなんかすることは、私は第三条から見たら抵触すると考えておりますね。立法当時の精神が、外国に行つて設計したり、手伝いしたりなんということを目的として作つておりませんよ、これは、法制局でもそう言っている。

ところが、今、今日中近東やアジア地域におけるこの通信施設に対する日本の技術というものは高く評価されているし、これは永岡委員もこの前詳細に述べておりましたが、確かに時代の趨勢というものが、電電公社が日本の電気通信事業を独占的にやつて、その持っている技術というものは高く評価されると思うのですよ。そうであるならば、内には拡充計画を持ちながら、なおかつ国際的にそういう技術援助、プラント輸出をしなければならぬということも、必要であるならば、私はやっただけいいと思うのです。そのことは、ところが、法的にはどうも疑義

を残しながら……。それじゃもつと端的に、これを変えて明確にしたらどうですか。せっかく日本電電公社法の一部改正を出すならば、そのぐらいのことは明確にすればいいんですよ。それは立法当時の精神は、時代が変わつてきたらやれるという、そういうような解釈をして、そういう点はやっただけいいことをやろうとすれば、法律的にどうかとか文句をつけて足を引っ張るようなことはおかしなことですよ。どうですか、それをおやりになったら、そういう考え方で、この問題は大臣もこの次の委員会にはよく調べてくれるというのですから、調べてひとつ、いい回答が出るようにして下さい。これは大臣どうですか。

○國務大臣(小沢久太郎君) 結局、まあ法律を作りまして、時間がたちますと、世の中も進歩いたしますし、技術も進歩いたしますから、それに即応したように法律を改正していく、そうして民生の安定あるいはまた技術の振興等々のために尽くすべきだと思つて、時代に即してやはり法律は改正していくべきだというふうに考えております。

○鈴木強君 ですから、私は、まあこの情報というものをよりどころにしていただけのことですから、よくわかりませんから、監理局長言われるように、きょう一応私は承服しておきますけれども、問題は、第二条あたりなんかを争うということはナンセンスですよ。僕は、そのことだけをきょうは申し上げておきます。

それからもう一つ、これでも郵政

省は最後ですが、伺つておきたいのは、宇宙通信の振興状況ですが、三十八年度の郵政省予算を拜見しますと、一億九千七百万円の予算が計上されておりますね。そのほか、債務負担行為で一億六千百万円等、合計三億五千八百万円が計上されておりますが、すでに三十七年度一億六千五百万円支出をしておるのであります。これとの関係で、この宇宙通信は、きょうはシンコムをアメリカで打ち上げて、ちよつと成功しなかつたようでございますけれども、そういうふうには、アメリカあたりではほとんど百歩も二百歩も先に進んだことをやっておりますから、日本としてもおくれぬように、しかも宇宙通信というものはアメリカのみに独占させないように、三十億世界人類のしあわせのために使うようにするた

めには、日本はもつとピッチを上げて体制を作らなければ、船に乗りおくれなすか。今までの進行状況はどうなんでしょうか。予算のいいたつて、これは相当の予算をこれは要求したんでしよう。みんな削られてしまったじゃないですか。一体幾ら要求したんですか、大蔵省に対して、郵政省は、それと今までの進行状況はどうである

か。

○政府委員(西崎太郎君) ごく大きな数字で恐縮でございますが、三十八年度の予算要求としては、約五億要求したわけでございまして、それで、三十八年度中に鹿島の施設を完成しよう、こういう計画で要求したわけでございまして、それが、今先生が御引用なさいましたように、債務負担行為も入れまして、三十八年度は約三億五千万、それから三十九年度の、約束

というわけでもない、大体約束のようなものですが、残りの五千万円ということ、二カ年計画で認められた、こういうような格好になっていくわけでございます。それで、御承知のように鹿島の施設は三十五年度からずっと継続してやっております、全体で七億五千万投入することによって、一応の地上施設一実験施設でございますが、これができると、こういう計画でございます。それで、大体そのとおり予算が三十九年度ももらえらるということになりますと、三十九年度の八月ごろからは稼働できるような状態になるというふうに予定されております。

それからそのほかに、御承知のように、国際電報、ここがやはり茨城県の十王町というところに直径二十メートルのパラボラを中心とした地上施設を作っております。これは、ことしの秋には稼働できる状態になっておる、こういうふうな承知いたしております。両者が協力しまして、この宇宙通信の早期実現に向かって、日本として大いに国際協力をやつてもらいたい。こういうふうな考えておるわけでございまして。

○鈴木強君 大臣、お聞きのとおりなんです。やはり科学技術に対する政府の考え方というものは、非常に消極的だと思つて、あなたもそれはお認めになると思つておる。それで、KDDのほうは、幸いにパラボラが秋には稼働できるところまでいつておるわけですが、肝心の郵政省のほうは、ことし完成しようとしたものが、予算の削減によって、二カ年計画に変更せざるを得なかつた、こういうことですが、私は、これはわずかあと三億か四億、三

億もあればいいんですから、この程度のはひとつ科学技術振興と宇宙開発のために出したって、決して国民は文句言いませんよ。ですから、こいねがわくは、補正予算等提案する時期もあると思つておる、これから、そういう時期にでも、ひとつ何とかこの問題だけでも私は特別な御配慮をいただければ、大臣の決意を促すわけですが、けれども、それに対して、どうでしょう。

○國務大臣(小沢久太郎君) ただいまの技術の進歩は、日進月歩といひますか、ほんとうに進むありさまであります。日本の研究費は、たとえれば外国に比較しまして少ないということは私事だと思つておる。そこで、日本があまり怠つておりますと、おくれまして、まうということ、技術をどんどんやるといふことは、これは当然のことと思つておる、御趣旨に沿ひまして努力したいと思つておる。

○鈴木強君 それでは、ちよつと時間があつたけれども、大臣のほうはこれで終わります。

電電公社にあつては、先ほど秋草総務理事のお話ですと、第三次計画遂行にあつて特に合理化が急ピッチで行なわれます。したがつて合理化に伴う要員問題を含めた労働条件の向上ということ、今日中央本部との間に交渉が続けられておると思つておる、そのうち、きょうお尋ねしたいのは、まず時間短縮ということ、現在問題になつておる五日制の問題にも関連があると思つておる、これについては、現段階で公社はどうお考えになつておられますか。

○説明員(秋草篤二君) 過去三、三年来、電電公社の事務合理化に伴つて組

合から時間短縮の要求は連続した要求として今日まできております。その都度回答を申し上げたのでございますが、そうした時間短縮の方向で今後検討考慮するという段階でございます。過去、改式当時、三十分程度の時間短縮というものを協約したこともございますけれども、その後の具体的な協定というものは、今日まで締結されずにきて、目下検討、研究中でございます。

○鈴木強君 私も、きょう直ちにいつごろどうするということな御返事をいただこうとは思っておりませんが、千葉県の加納知事が勇断をもってやられたようなことも、政府の圧力でございちゃったようですね。考えておることは非常に私は進歩的だと思うのです。また、現に週五日制を実施している工場もございまして、経営の内容を拝見しますと、六日制をやったときより生産が伸び、能率が上がり、サービスが向上しているということも聞いているのです。労働者というのは、やはり休ませるときには休ませて、与えるものは与えて、さあやってくれというふうになれば、一〇〇%も一〇〇%も能率を上げるものなのです。それが心理なのです。だから、合理化の進展に伴って、こういう労働条件についても、公社はもっと真剣に考えてやる必要があると思えます。特に、I L Oにおける時間短縮の討議等も活発に行なわれておりまして、すでにそういう勧告も行なわれてきております。ですから、ひとつこの点については、さらにもう一步前進する立場に立って御考慮をいただきたい、こう思います。これは總裁はどう思われますか。

○説明員(大橋八郎君) 時間短縮の問題につきましては、今までもたびたび論議に上ったこととあります。そのつど申し上げましたとおり、世界の趨勢としては、できるだけ労働条件を短縮する方向に向かうということは、これは大体の趨勢だと思えます。ただ、それぞれ企業により、また国情により、いろいろ事情が違うので、なかなか進展していかないと思えますが、私どもその心がまえで、一般の企業のやり方も見、あるいは世間の世論の納得のもとに進めていきたい。ただ時間さえ短縮すれば、人を増しさえすれば時間短縮できるんじゃないかというやり方では、私は解決できる問題じゃないと思えます。

○鈴木強君 お考えになつておられる思想については私は異議がないのですが、むしろもう少し積極的にお願したいという気が強いですから、労働使でひとつ慎重に検討していただきたいということを強くお願いしておきます。それから次に伺いたいのは要員問題ですが、先ほども東阪改式によって要員問題が非常に重要な要素になってきておりますが、現在労働組合との間に配置転換の場合の協約が結ばれていると思うのですが、一体、この協約に基づいて年間の程度の人が動いておられますか。三十六年度ほどの程度の人が動いたのをごいませうか。

○説明員(秋草篤二君) 調査いたしまして、後ほどまたお答えを申し上げます。

○赤松常子君 ちょっと関連して。私、通信関係はまだしろうとでございまして、いろいろ皆様から教えていただきたいと思っております。先ほど

御説明の中に、最近の合理化で、大阪で四百人、それから関東方面で約百五十人、こういう方々が配置転換されるという予定でございまして、その男女の比率はどうなっておりますか。

○説明員(山下武君) ほとんど全部女子でございます。

○赤松常子君 多分私……

○説明員(山下武君) 配置転換でございますか。

○赤松常子君 さようでございます。

○説明員(山下武君) ただいま私が、鈴木先生の御質問に関連いたしました。東京—大阪間の自動即時が行なわれるということでございますか。

○説明員(山下武君) そのことはもう女子でございます。

○赤松常子君 私多分そうだと思うのでございます。今までもちらちらと耳にすることがございますけれども、こういう配置転換の際、職場々々でラブルが起きないところもあるが、起きておるといふことも聞いております。で、そういうことに対して今心配いたしておりますことは、鈴木委員も心配していらつしやいますことは、組合との円満なる話し合いだと思っております。組合とも円満に話し合いがつかないようには何っておりますが、女子の場合ですね、給与の点、あるいは労働条件の点、すべてそういうことの低下にならないようにということの配慮が一番大事だと思っております。

○説明員(佐々木卓夫君) ちょっと先生、先ほどの数に誤解があるようでございますので、先ほど山下運用局長から申し上げました東京で二百五十名、大阪で四百五十名、これは、それに相応する業務の減が出るのでございまして、それが即、配転になる意味ではございませぬ。と申しますのは、年間の減耗もございまして、それから事業の拡張、他の業務の拡張等もございまして、東京におきましては大體配転をしないで済むであろう、それから大阪におきましては、若干これは先生のおっしゃる配転による、協約に基づく配転という現象が出るであろう、こういうことでございまして、この数字ずばりが全部配転に引かかるわけではございませぬ。

○赤松常子君 その配転の際の新しい職場、新しい技術の修得、修練、そういうことも十分なされておるのでございませうね。その辺、むずかしい職場にかかわるといふ例はないのですか。

○説明員(佐々木卓夫君) 多くの場合、交換要員は、たとえば一〇三番の台にかかっている者が他の一〇七番とか八番とかにかかるとか、あるいは一〇〇番にかかるといふようなことで、

大部分処置せられるわけでございます。また、営業関係その他にかかわる場合には、それが必要な訓練を事前に行なうこと、配置転換なり、あるいは職種転換なりをいたしておる実情でございます。

○赤松常子君 ほんとうに、交換の仕事というものは、婦人の職業分野で、一番歴史も古いし、ずいぶん大ぜいの人々が働いていらつしやった伝統を持っておるわけでございます。技術の進歩で、その職場がだんだん縮小されるという傾向にあるわけで、合理化の進展に対しては、私ども、反対する理由はないのでございまして、その変転に際して、ラブルを少なくするということが大事だし、また今後も、交換の人の養成に対しても、計画性がなければいけないと思っております。そういう見通しについて、こういう女子の職場の今後のあり方について、お考えを一応立てていらつしやると思っております。でございますが、だんだん減る傾向があると思っておりますので、昨年度に、大體、どのくらい減っているの、だるうか、養成と減っているものとの開きというものがスムーズにいつていけるだろうか、せつかく作っても職場がないというふうなことになるか、そういう心配がございまして、ちよつとその辺のところをおつしやっていたらと思ひます。

○説明員(佐々木卓夫君) 今の先生の御指摘の点につきましては、大體事前、当該年度の業務増を想定いたしまして、それに見合う要員を確保し、これを訓練するということにはいたしておりますので、公社内部においては、そういう訓練の量と実際に必要とする量

と、先ほども申し上げたように、大阪で四百五十名、これは、それに相応する業務の減が出るのでございまして、それが即、配転になる意味ではございませぬ。と申しますのは、年間の減耗もございまして、それから事業の拡張、他の業務の拡張等もございまして、東京におきましては大體配転をしないで済むであろう、それから大阪におきましては、若干これは先生のおっしゃる配転による、協約に基づく配転という現象が出るであろう、こういうことでございまして、この数字ずばりが全部配転に引かかるわけではございませぬ。

の食い違いというものはないように考
えております。

○説明員(秋草篤二君) 先ほど、鈴木
先生からの御質問に即答できませんで
申しわけございませんでしたが、お答
え申し上げます。

最近の配置転換の数はどのくらいか
という御質問でございますが、電電公
社発足から、昭和二十八年五十七名、
二十九年三百二十八名、三十年四百七
十五名、三十一年六百十八名、三十二
年千六百九十名、三十三年千八百二十
五年、三十四年千六百五十一名、三十
五年八百二十七名、それから昨年の三
十六年二千三百七十五名、以上ござ
います。

○鈴木強君 それも、ちよつと、あと
でまた伺いますが、今の佐々木総務理
事の言われた東京市外と、大阪の第一
次によって発生する、それぞれ業務量
減に伴い百五十名ずつ、合計三百名の
うち、東京市外の場合には配転の必要
はないと、こうおっしゃいましたね。
それは、百五十名減るのだが、他に業
務量がふえて、東京に関する限りは、
全然配転はしなくて済むと、こういう
ことですか。さっきのことを、ちよつ
と伺いたい。

○説明員(佐々木卓夫君) 先生の今の
お話は、第一次実施、二月十七日時
点のお話だろうと思うのでございます
が、この時点では、先ほども山下局長
から申し上げましたように、両局で、
いづれも百五十名程度の自動即時化に
伴う業務量の減が出るわけございま
す。ただ、その自即化したします反
面、D.S.Aの呼量が増加いたしました
り、その時点で、他の台の呼量が増加
するというのが継続してあるわけ

ございまして、そのほうに充當いた
しまして、一次切りかえの時点におき
ましては、配転という現象が、両局い
ずれにおきましても起こらないとい
うことを申し上げたわけでございます。

○鈴木強君 今の秋草総務理事の報告
を聞きますと、三十六年度二千三百七
十五名程度と、こう言われているので
すけれども、私がちよつと調べてみる
と、約五千名程度の労働協約に基づい
て配置転換がなされたのじゃないでし
ょうか。そのほか、労働協約に基づか
ないで、これは配置転換というので
すか、職種転換というのですか、職場を
変える人たちが、相当程度あると私は
見ているのですよ。おそらく万をこし
ていると思うのです。これは、一般的
な管理的な立場に立つ予算的な人事異
動なんかというもののじゃないに、要す
るに、労働組合員として、ワク中にあ
る人たちですね。そうした人たちがあ
ると思うのですが、ちよつと数字の食
い違いがありますか、二千三百七十五
というところは間違いないでしょうか。

それからもう一つ、協約に基づかな
いで動く人の数は把握されておます
か。

○説明員(秋草篤二君) 今数字だけお
答え申し上げますが、ちよつと申しわ
けがありませんでしたが、この前提と
なりますのは、自動改式——中継、自
即ともであります。自動化、電報中
継機械化に際しての狭い意味の配置転
換でございます。鈴木先生のお調べの
根拠なり資料も存じ上げませんけれど
も、配置転換という解釈をかなり幅広
くとれば、あるいは数は多少ふえる
その点はどうも少し調査していただき

たいと思います。

○鈴木強君 その二千三百七十五名
は、電報中継機械化に伴うものでは
ないが、それも含んだ電話の合理化に伴
う協約に基づいたものですか。

○説明員(秋草篤二君) 自動化と電報
中継機械化を合わせたものでございま
す。

○鈴木強君 これはちよつと資料の食
い違いがございまして、いすれま
た、もう少し私は詳細に調べてみたい
と思っております。人員についてはき
うは御報告は聞いておきます。

そこで、現在の労働協約によって第
三次五カ年計画の配置転換や職種転換
は、やれるとお考えになっておられる
のでしょうか。もう少し現行協約という
ものを労使間で手直ししてやらなけれ
ば、実際問題として第三次五カ年計画
を実施するにあたっての要員措置とい
うものは、必ずしも私はいまよくい
えようと思っております。というのは、そ
の現在の協約のもとでは、要員算定と
か、そういうものについては、全然労
働組合はタッチできませんからね。皆
さんのほうで定められたものによつて
ワクができ、そのワク内においてどう
いうふうに行くかということ、この
協約によってやることになっておるの
ですが、もう少し作業量が、さっき
言ったように、減るために人が減つて
くる、そういう場合に、はたして作業
量の増加に伴ってどれだけの増減を人
的にしなければならぬかということ
も、ある程度私は話し合っていく必要
があると思っております。これは一つの例
ですけれども、いすれにしても、協約
そのものに対して、もう少し手直しし
ていく必要があると思っておりますが、こ

の点は、どうお考えでしょうか。

○説明員(秋草篤二君) 鈴木先生す
でに御案内のように、現在の配置転換協
約におきましての条件と申しますか、
発生する原因というものが荒書きされ
てございまして、その場合の細
目というか、作業条件を、どの程度ま
で改定のワクにするかという個々の条
件まで書いてないことは、御案内のと
おりでございます。今のところ、配転
協約の内容を変えなくても、協約自体
は、第三次五カ年計画を遂行する上
においては一応整っている、こういう
ふうには理解しておりますが、実際問
題としまして、労働関係というものは、
必ずしも協約上だけではなく、多
少のタイミングその他の問題もござ
いまして、お互いに話し合ってみなけれ
ばならぬ分野もできると思っております
が、協約自体は変えずにやれるんじゃない
かと思っております。それから中身に
ついて、さらに細部の協約を結ぶ必要
はないかと考えております。

○鈴木強君 大体労働問題を論ずる場
合の一つの基本理念をあなたお持ち
です。私もそうしつこくは言いま
せんが、やはりあなたのほうで示され
た第三次計画の中に三万三千の流動要員
ができて、そのうち四〇〇の一萬三千
名というものは、配置転換も職種転換
も不能になってくる。これは、郵政と
直轄を含めての話ですけれども、まだ
私は、この前の資料要求について御回
答がないので、年度別にどうなってい
るかかわりませんけれども、いすれに
しても、こういふむずかしい要員問題
が出てきますから、それと、一面、増
加に伴い、六千名近い定員減というこ
とが計画の中にもあるわけですから、

そういう至難の問題を処理する場合
に、私は、現在のこの要員協定そのも
のが満点であるとは思いません。もう
少し実態に即した改定等も御研究の上
でやる必要があるんじゃないかと私は
思いますので、それらの点は、ぜひ十
分御留意いただくとお願いしてお
きたいと思っております。

それから、きょうは時間がありませ
んから、たくさん私は準備しておりま
すけれども、一つだけ伺っておきたい
のは、今申し上げた時間短縮や要員措
置等とあわせて、電電公社が当面重要
な中心課題になるのは、やはり何と
いっても従業員の待遇の向上だと思
います。このことは、前段に申し上げ
ましたような合理化の進展に伴う労働
条件の向上ということ、これに尽きると
思いますが、特にわれわれ国会として
きょう伺っておきたいのは、昭和三十
五年四月二十八日、電信電話設備の拡
充のための暫定措置に関する法律とい
うものが国会に提案をされました。私
どもはその審議をいたしました。そう
して衆議院も参議院も、いろいろな意
見がございしましたが、通過をいたして
おります。その際、私どもは、院の意
思として附帯決議というものを満場一
致で決定をして、この実施について政
府並びに電電公社当局に対してお願い
をしてあるわけですが、そのうちで、
参議院のほうでは、柴田委員長の時
でありましたが、三つの附帯決議をつ
けて、一つは「この法律によるほう大
な電信電話債券の市場価格の安定を期
するため、利率の設定その他万全の措
置を講ずること」、こういふことが一
つ、それから二番目は資金を確保する
ことでありまして、三番目に、「電信

電話事業の特異性に鑑み、労働条件等に要員の確保並びに賃金、諸給与、労働時間、作業環境、福利厚生施設等の向上について積極的な施策を行い、拡充計画の完遂を図ること、こういうふうな決議を満場一致でいたしました。このうち、第一の電信電話債券の市場価格の安定については、非常に電電公社は熱心におやりになっておりましてこれは推賞に値すると思えます。例の一時預かり、保護預かり制度を昨年には実施をし、今回また、需給調整のため二十二億の資金を積み立てておこうという積極果敢な施策をしてください、院の意思を尊重してくれたことは、まことに推賞に値すると思えますが、片一方、三番目につきましては一体何をしてくださいましたか。これを、今日までの諸条件に対してどういう施策をしたか、私は承りたいと思えます。賃金と諸給与と労働時間—労働時間はさつきわかりましたから、作業環境、厚生福利施設、積極的に施策をどう行なってくださいましたか、これについて伺いたいです。

○説明員(秋草篤二君) 一口に先生の御質問に対してお答えすることは非常に困難な大きな問題でございますが、私も、まあこの決議以来、といいますか、この電信電話の拡充計画というものの推進にあたりましては、常に従業員の待遇なり、労働条件の改善というものに対しては怠らず配慮しているつもりでございます。ただ、それが具象的に現われる結果というものは、その公共企業体の中におきましては、画然たる、きわだったものがないことを申し上げることは遺憾でございますが、徐々に処遇にいたしまして、機会あるごとに配慮しているつもりでございます。たとえば、配置転換の実施に際しまして、昨今は事前によく組合と話し合うというような形式も、ほかの組合に見ない例を、慣行を作っているものであります。また、協議できない性質のようなものでも、組合の意見は聞くというふうな慣習をつけているつもりであります。また、職員が配置転換を受ける場合は、特別の優遇措置を従来から行なっておりますし、特に昭和三十五年四月の労働協約改定期には、右の優先措置のうち、勤務地手当の差額補給期間の延長とか、住宅を提供する期間の制限の撤廃とか、そういう点も機会あるごとに配慮しているわけでありまして、ただ、昨日来今日までも、強く組合からいろいろな要望があり要求を受けて団交を重ねたのですが、給与その他の基本的な大きな問題につきましては、なかなか画期的な改善というふうなこともできません。しかしながら、公社におかれる現状というものは、私企業と違ひまして、そうした状況下にあるという御認識も、ほかの組合の方々と違つて、わかっているだけではないかというふうなことを訴えて了解を求めているつもりであります。けれども、これまた機会あれば、また時に臨んでそうした処遇の改善、労働条件の改善には意を尽くしてみたいと思つておる次第であります。

○鈴木強君 一般論でなしに、私は電電公社が今日予算的にもきわめて強い制約を受けておることも知っておりまして、したがって、国会というものは、そういうことを十分承知の上でこの附帯決議をつけたわけでありまして、あなたの方の力、能力によってできないことまでやれとは言つておりません、制度上その他の立場に立つてですね。ですから、私は、この附帯決議をつけたというものは、あくまでも、拡充計画の完遂をはかるというようにここに書いてありますように、合理化の進展に伴ひ労働条件の向上をやるという公社と組合のお約束もあるわけですから、それをさらに国会としてバック・アップし、皆さんのやりにくいような方法をとっていただくために、国民に代わつてわれわれはこういう決議をしたわけですから、できる面、できない面というものは十分私たちは承知しております。だから、多少具体的なこともありましたけれども、もう少し私は、この労働条件、特に要員の確保と賃金問題とを、ここに並べてあります項目ごと—昭和三十五年の四月二十日に通信委員長が報告をして国会を通つておりますから、それ以降、具体的にどういふ項目ごとに向上したかということ、私はひとつ知らしてもらいたいと思つておる。今おそろしく即答できないと思つておる。後ほどいいですから、資料を出してもらいたいと思つておる。このことは委員長にもお願いしておきます。

結局私は、きのうの話が出ましたから私も触れまされども、一体公社は、第三次五カ年計画を、五百万架設をしようという計画を立てておられる。しかも、三万三千名の方が動くような計画を立てておられるのだが、はたして一体、これを総裁以下心を一にして決然とやる決意があるかどうか、私は疑います。率直に言つて、総裁にも聞きたいのですけれども、一体理事諸君等の勤務時間なんかどうなつておるのですか。総裁がこれはきめておるのですか。○説明員(大橋八郎君) ちよつと御趣旨がわかりかねたのですが、理事の勤務時間ですか。○鈴木強君 ええ。○説明員(大橋八郎君) 特に理事の勤務時間は、ほかの職員よりも多くも少なくもないはずですから、同様に勤務しておると思つておられます。○鈴木強君 私は、きょうはあまり言いたくないですから言いませんけれども、もう少し一致協力する態勢というものを作つてもらいたいというところを考えます。それぞれ皆さんもお忙しいのでしようけれども、もう少し公社当局の誠意というものが働く労働者には、はたで感じるようなことができないかということを感じるのであります。まあ、組合が賃金の要求をすることも、これは私は無理からぬと思うのです。特に人事院勧告等も出ておる現状において、またことし六百四十九億近い利益がある、第一次、第二次の五カ年計画を考へても、自己資金に半分以上依存している、その生産に協力したものは、総裁以下の全職員でしょう。皆さんの立場は私たちがよくわかります。いろいろな制約があつてできないこともよくわかります。それは百も承知しております。それだけに、やはりほんとうに誠意をもって皆さんの立場というものを全職員に訴へるべきだと思つておる。団体交渉のやり方その他について、私はここで触れたいと思つておるけれども、もう少し一体感というものを作つて、もう少し総裁も、かくかくのごとくわれわれのために誠意努力してくれておる。しかし、制度上こう

いう問題があつてこうなつてくるのだというふうなことを、私はやはり労働組合職員の方々だって考え方によってわかつてくれると思つておる。そういうふうな、やはり情愛のこもつた精神を持つて事に当たつてもらいたいと思つております。少しく抽象的に私は言つておきますから、皆さんに受け取れない点があるかも知れぬけれども、まあ総裁は再任をされて、さらにたいへん御苦勞な話ですよ。ほんとうに大蔵省当局に向かつて、あるいは政府当局に向かつて、経営者として一番辛い仕事をやられて、一番大事な仕事をやつておるのだが、一面、公共企業体になつても、あなたの思うようになんか点か幾つあります。思へばわずかしくないわけですから。その中であつて、大事な拡充計画をやつていかなければならない。その御苦勞なり、境地というものは、よくわかつておる。だから、そういう経営者としての、公共企業体で、今いろいろこうしてもらいたい、ああしてもらいたい、ということ、私は、私もと勇氣をもってやるべきじゃないかと思つておる。審議会の答申案が出されて、その中には、いろいろ改革すべき点があるが、六年、七年たつてもたなさらしにされて、公社法に対して何の計画をしておるか。逆に、給与総額だつて、あの国有財産に対する納付金の問題にしても、すべて公社発足よりも、制約が加わつてきて、最近では、基準外賃金の諸給与の決定すら郵政大臣の承認を得なければできないじゃないですか。こんなところまで圧力を加えられておる。制約を加えられておつて、いわば準禁治産的な立場に立つてやれるとは私は思いません。

深く同情しております、皆さんに。それだけに、やはり一番仕事をしているのは、總裁以下の経営者の人たちですから、もっと私は、あらゆる角度において公社経営の実態というものをPRして、その人たちが仕事ができやすいようにすべきじゃないかと思う。こういう附帯決議をつけても、具体的にどういうふうの実施されたか。実施しようとしてもこういう点はできなかったか、そういうのを、できなかったという具体的なことを私は聞きたかったんですけれども、時間もたいへんおくれておりました、与党の諸君にも、これ以上の迷惑をかけるのは私は忍びないから、きょうは質問を打ち切りますけれども、次回は一いつ、文書等をもつて、具体的な改善の問題について回答をいただきたいと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) 私は、ただいま先生からおしかりを受けてまして、たいへん恐縮でございますが、私どもとしては、できるだけ限り微力を尽くして御趣旨に沿うべく今日まで努力してきましたつもりでございます。しかしながら、力の足らないこと、また不徳のいたすところで、御期待に沿うことができないで、まことに恐縮でございます。しかし、御趣旨の存するところは、よく了解しておりますので、今後といえども、できるだけ微力は尽くすつもりでございますけれども、はたして御期待に沿えるかどうか、大きな口もきけないのでありますが、御趣旨の存するところだけはよく了解しておりますから、できるだけのこととは尽くすつもりでございます。

○委員長(伊藤彌道君) ただいまの鈴木委員からの資料要求については、的

確に提出するよう、委員長から要請いたします。

本件についての質疑は、本日は、この程度にとどめておきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

二月十三日本委員会に左の案件を付託された

一、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第六条第三項第一号中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十八年二月二十一日印刷

昭和三十八年二月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局